

## 現在ご契約中の小売電気事業者との契約廃止にともなう

### 一般的な不利益事項

株式会社なんとエナジー

#### 1. 解約にともなう違約金の発生

現在ご契約中の小売電気事業者との契約によって、契約期間の途中で契約解消となる場合に、違約金が発生する場合がありますので、現在ご契約中の小売電気事業者との契約内容についてご確認ください。

#### 2. ポイントの失効、会員サービスの終了

現在ご契約中の小売電気事業者との間でポイントサービスや会員向けサービスの適用を受けている場合、契約期間中に発行されたポイントが失効となる場合や会員サービスの提供が終了する場合がありますので、現在ご契約中の小売電気事業者との契約内容についてご確認ください。

#### 3. 継続利用割引等の適用の終了

現在ご契約中の小売電気事業者との契約によって、継続利用割引などがされている場合は、電気契約に関する継続利用割引などが適用されなくなる場合がありますので、現在ご契約中の小売電気事業者との契約内容についてご確認ください。

#### 4. 過去の使用電力量・料金などに関する照会

現在ご契約中の小売電気事業者との契約期間中のご使用量・料金について照会することができなくなる可能性がありますので、現在ご契約中の小売電気事業者にご確認ください。

その他、ご契約解消にともなう不利益事項については、現在ご契約中の小売電気事業者との契約内容をご確認いただきますようお願いいたします。

## 電気ご使用に関するお客さまの協力等

株式会社なんとエナジー

### 1. 電気の使用にとまなうお客さまの協力

お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用させていただきます。

- (1) 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
- (2) 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
- (3) 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
- (4) 著しい高周波または高調波を発生する場合
- (5) その他上記に準ずる場合

### 2. 需要場所への立入りによる業務の実施について

当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 需給地点に至るまでの当社の供給設備または計量器等需要場所内の当社の電気工作物の設計、施工、改修または検査
- (2) 供給条件にもとづき必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務(3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (3) 計量器の検針または計量値の確認
- (4) 需給契約の廃止または解約等により必要な処置
- (5) その他、特定小売供給約款および低圧特別約款によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要業務または当社の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務